

# 第1章

## 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組み

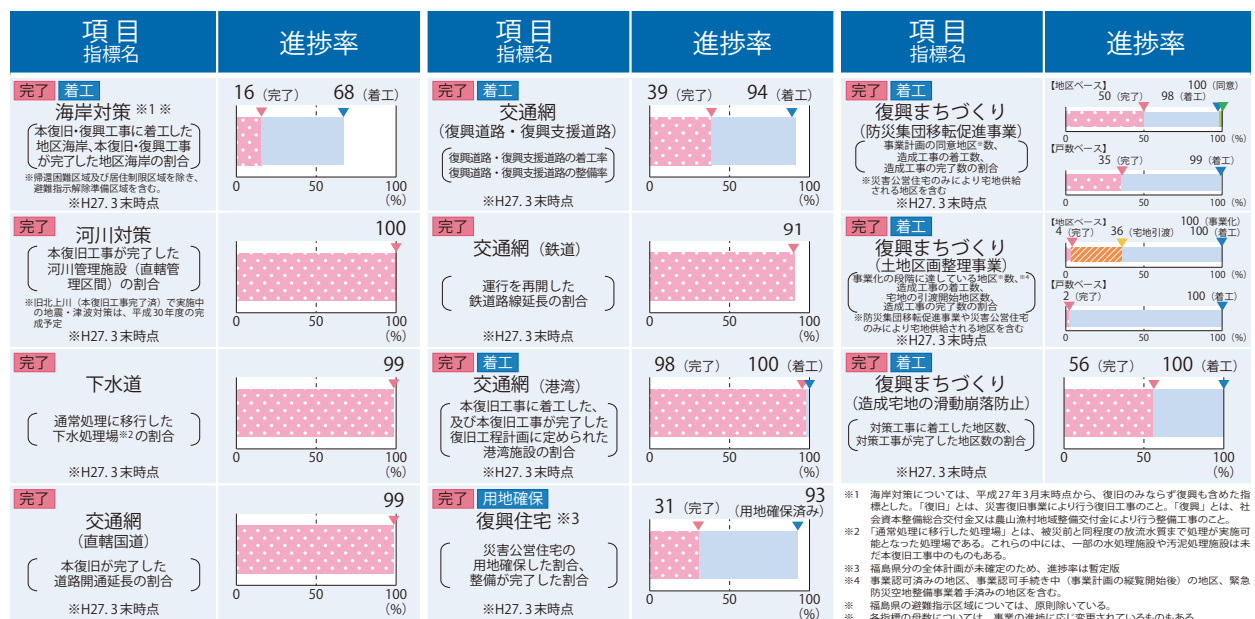
### 第1節 復旧・復興の現状と対応策

東日本大震災からの復興の加速は、国土交通省の最優先課題の一つである。発災当初は約47万人に上った避難者は減少したが、今なお、22万5千人を超える方々<sup>注1</sup>が47都道府県、1,160市区町村<sup>注2</sup>において避難生活を続けられている。国土交通省としては、復旧・復興を更に加速化させ、被災地の方々に復興を実感していただけるよう、総力を挙げて取り組んでいく。

また、国土交通省は、地方整備局、地方運輸局、気象庁、海上保安庁等のそれぞれの現場において、被災地の声をしっかりと受けとめ、国土交通省が一丸となって、現場の要望に迅速に対応することとしている。その取組みの一つとして、平成25年1月に、3人の大臣政務官ごとに担当する県を決めた「被災地要望対応支援チーム」を省内に設置し、被災地からの要望にきめ細かく対応している。

道路・港湾等の基幹インフラの応急復旧はほぼ完了し、本格復旧についても順調に進んでおり、インフラ工程表に基づき事業を確実に実行していく。一方、住宅再建・まちづくりについては、「住まいの復興工程表」において示した住宅再建・復興まちづくりの工程について、これを加速するための措置を着実に実施していく。具体的には、実勢を反映した公共工事設計労務単価の前倒し改訂、生コンクリート公共プラントの設置による供給体制の増強などによる人材・資材の確保、用地取得の迅速化、適切な予定価格の設定など被災市町村それぞれの隘路を実情に応じ打開していく。また、被災地の観光振興、地域公共交通の確保にも取り組んでいく。

図表 II-1-1-1 公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況



資料) 国土交通省

注1 225,177人。平成27年3月12日時点。復興庁調べ。

注2 平成27年3月12日時点。復興庁調べ。

## 第2節

## インフラ・交通の着実な復旧・復興

### (1) 総論

国土交通省が所管する公共インフラについては、応急復旧段階から本格復旧・復興段階へ移行し、復興の事業計画及び工程表に基づき、着実に整備を推進している。今後も、被災地の要望を踏まえつつ、東北の復興を一日でも早く実現するよう取り組んでいく。

### (2) 海岸対策

海岸堤防等の本復旧・復興工事は、平成27年3月末時点において、復旧・復興工事を行う677の地区海岸のうち、459地区で着工、106地区で完了している。その内、国施工区間（国が災害復旧を代行する区間を含む）約41kmについては、約34kmの区間において施工を完了し、おおむね30年3月末までの完了を目指している。また、復旧に期間を要する湾口防波堤についても、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め、おおむね31年3月末までの完了を目指している。

これらの工事を進める際には、津波が越流した場合であっても堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造を、可能な限り取り入れることとしており、宮城県岩沼市において堤防と一体的な盛土や植生を配置した「緑の防潮堤」を整備している。また、災害廃棄物を堤防盛土材として積極的に活用するとともに、周辺の景観や自然環境にも十分配慮することとしている。

### (3) 河川対策

国管理区間の堤防で被災した箇所については、被災前と同程度の安全水準を確保する本復旧が完了している。引き続き、市町村が策定する復興計画等と整合を図りながら、必要な高さの堤防を逐次整備するとともに、堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を逐次実施していく。

### (4) 下水道

被災した下水処理場120箇所（福島県内の避難指示区域等内に位置する9箇所を除く）のうち、2箇所は汚水の発生がないため稼働の必要が無く、被害が甚大であった仙台市南蒲生浄化センターを除き117箇所は、平成24年度末までに通常レベルの処理まで復旧済である。また、福島県の「避難指示解除準備区域」に位置する処理場のうち、3箇所は本復旧済みである。被災した下水管675kmについては、27年3月末現在、652kmの本復旧が完了している。引き続き、復興計画と整合を図りつつ、耐震化、耐津波化の実施と合わせ、早期の復旧・復興を目指すこととしている。

### (5) 土砂災害対策

強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている阿武隈川水系等の地域において、平成27年度末までに完了を目指し、土砂災害対策を推進している。

### (6) 道路

道路については、①高速道路は、常磐自動車道の区域見直し前の警戒区域にかかる区間のうち、被災し通行止めとなっていた常磐富岡IC～広野IC間については平成26年2月22日に再開通し、被災

時建設中であった南相馬IC～浪江IC間については26年12月6日に開通した。残る浪江IC～常磐富岡IC間についても開通目標を約2ヶ月前倒しし、27年3月1日に開通した。これにより常磐自動車道は全線開通した。②直轄国道は、24年度末までに本復旧をおおむね完了（なお、国道45号の橋梁等大規模な被災箇所については、復興計画等を踏まえて復旧）、③復興道路・復興支援道路についてはトンネル、橋梁等の主要構造物に本格着手しており、新たに事業化した区間を含め、民間の技術力を活用した事業推進体制（事業促進PPP）を活用しつつ、工事の全面展開を図っている。さらに、26年4月には、震災後に事業化された復興道路・復興支援道路において、はじめて開通見通しが確定し、5区間・42kmが事業化から6～7年という異例のスピードで開通する見通しとなった。これにより、既開通区間を含めると全体の約6割の開通見通しが確定した。

### （7）鉄道

東日本大震災により被災した路線のうち、三陸鉄道については、平成23年度第3次補正予算において創設した新たな支援制度を活用して同年より復旧工事に着手し、26年4月5日・6日の南リアス線釜石～吉浜駅間・北リアス線田野畑～小本駅間の運行再開をもって、全面復旧した。また、常磐線の竜田～広野駅間については、檜葉町帰町判断を踏まえ、26年6月1日に運行を再開し、さらに、石巻線については27年3月21日に浦宿～女川駅間の運行再開をもって、全面復旧した。これにより、運休区間が残っているのはJR東日本の5路線（JR山田線、大船渡線、気仙沼線、仙石線、常磐線）となった。

仙石線は27年5月30日に全線運行再開する予定であり、常磐線の浜吉田～相馬駅間は29年春の運行再開を目指し復旧工事を進めている。また、常磐線の原ノ町～竜田駅間については、3月10日に「将来的に、全線で運転を再開させる」との方針を決定し、その具体的な手順として、「原ノ町～小高駅間は28年春までに開通」するなど区間毎の開通時期の見通しを示すとともに、帰還困難区域を含む浪江～富岡駅間については、「除染と復旧工事の一体的施工や異常時の利用者の安全確保策を完了した後、開通」することとした。

山田線については、27年2月にJR東日本から三陸鉄道への運営移管についてJR東日本及び地元自治体等関係者が合意し、3月7日に復旧工事に着手したところである。

一方、大船渡線及び気仙沼線については、国土交通省東北運輸局が事務局となり、沿線自治体、JR東日本、復興局等で構成する線区別の復興調整会議等の場を通じ、まちづくりと一体となった鉄道復旧について検討を進めている。なお、当面の公共交通を確保するため、気仙沼線については24年12月22日より、大船渡線については25年3月2日より、仮復旧としてBRT<sup>注</sup>が運行されている。

### （8）港湾

港湾については、産業・物流上、特に重要な港湾施設の災害復旧事業が平成26年度でおおむね完了した。引き続き湾口防波堤等の復旧を計画的に推進するとともに、経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の港湾施設の整備を行った。

また、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を進めるため、仙台塩釜港石巻港区と茨城港常陸那珂港区において海面処分場を整備し、仙台塩釜港石巻港区においては、25年2月より、茨城港常陸那珂港区においては、24年7月より災害廃棄物等の埋立処分を実施した。

<sup>注</sup> Bus Rapid Transitの略で、バス専用道路を走行することにより通常の路線バスより速達性・定時性を向上させた交通システム

### 第3節

## 復興まちづくりの推進・居住の安定の確保

被災者が住まいの確保について見通しを持てるよう、地方公共団体からの報告に基づき、民間住宅等用地の供給及び災害公営住宅の整備の見通しを取りまとめた「住まいの復興工程表」を踏まえ、復興まちづくりの推進・居住の安定の確保に取り組んでいる。被災地における復興事業が本格化する中、被災市町村における人員やノウハウの不足を補い、円滑に事業を進める必要がある。

このため、被災地方公共団体等への人的支援や、被災地方公共団体の発注業務の負担を軽減する発注方式の導入、(独)都市再生機構の活用等により、事業の推進を支援しているほか、事業の効率的な実施のための手続に関する通知等による技術的支援や、支援施策を取りまとめたウェブサイト「復興まちづくり情報INDEX」の公開等による情報提供を行っている。

#### (1) 復興まちづくりの推進

復興まちづくりにおいては、住民の居住に適切でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を支援する防災集団移転促進事業や、津波被災市街地における現地再建や、高台等への移転先の宅地整備等を行うにあたって、宅地と道路等の公共施設を一体的に整備するなど総合的なまちづくりを支援する被災市街地復興区画整理事業等を実施している。

平成27年3月末時点で、防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づき実施が予定されている331のすべての地区において事業着手の法定手続である大臣同意に至っており、326地区において造成工事に着手している。また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づく50地区すべてにおいて事業認可に至っており、工事に着手している。

#### (2) 居住の安定の確保

居住の安定を迅速に確保するため、自力での住宅再建・取得が可能な被災者に対しては、(独)住宅金融支援機構による災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を行っているほか、宅地に被害が生じた場合についても支援するため、災害復興宅地融資を実施している。また、既往の貸付けについても、最長5年間の払込み猶予・返済期間の延長や、猶予期間中の金利引下げ措置を実施している。

また、自力での住宅再建・取得が困難な被災者に対しては、地方公共団体が公営住宅(災害公営住宅)の供給を進めており、その整備等に要する費用や入居者を対象とした家賃減額に要する費用に対する助成の拡充を行っているほか、入居者資格要件や譲渡に係る特例措置を講じている。

さらに、福島第一原子力発電所事故に係る対応として、避難指示区域に居住していた方々(避難者)について、災害公営住宅の入居等に関し、災害による被災者と同様の措置をとることにより、居住の安定の確保を図ることとしている。



図表 II -1-3-1 災害公営住宅の整備状況（H 27.3.31）

県	用地確保	工事着手	工事完了	供給計画
岩手県	5,246戸 160地区	3,678戸 100地区	1,525戸 54地区	5,921戸 12市町村
宮城県	15,004戸 350地区	10,291戸 223地区	5,289戸 132地区	15,988戸 21市町村
福島県 <sup>(注)</sup>	7,041戸 127地区	3,577戸 84地区	2,126戸 48地区	7,592戸 21市町村

(注) 福島県は、地震・津波被災者向け災害公営住宅の建設計画が未策定の地域があり、また、原発避難者向け災害公営住宅については、住民意向調査等により現計画の見直しを行うことがあるため、供給計画は未確定。

資料) 国土交通省

## 第4節 地域公共交通の確保と観光振興

### (1) 地域公共交通の確保

東日本大震災によって被害を受けた地域公共交通に対しては、地域公共交通確保維持改善事業を活用して被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援するため、同事業の補助要件の緩和等の特例措置を講じている。具体的には、地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保・維持、また、避難所・仮設住宅・残存集落や新規住宅、病院、商店、公的機関等との間の日常生活の移動確保を目的とする地域内のバス交通等の確保・維持について支援している。なお、地域内のバス交通等に関しては、仮設住宅等の箇所数に応じて補助上限額を引き上げるなど、地域の実情に応じたよりきめ細やかな対応が図れるような内容としつつ、平成27年度まで支援期間を2年間延長し、継続的な支援を実施している。

### (2) 観光振興

震災後の外国人旅行者の落ち込みが大きい東北の訪日需要の回復のため、海外主要市場における風評被害の払拭と当該地域の観光振興のためのPR等を継続して実施した。

具体的には、海外消費者向けには、日本政府観光局のウェブサイト上等により空間放射線量等についての正確な情報発信や、観光地としての魅力を訴求するため、東北地域へ海外のメディアの招請、SNSを利用した東北の情報発信を実施。また、海外旅行会社向けには、東北地域への招請を行い、旅行商品の造成支援や、海外旅行博覧会等において、東北地域の観光情報の発信等を行った。

国内観光需要の回復のために様々な取組みを実施しているが、特に、太平洋沿岸エリアにおいて、復興及び風評払拭のための広報展開、震災の記憶の風化防止、観光における復興のための地域体制づくり促進や、地域ならではの旅行商品・復興ツアーの造成促進等、発地・受地双方の取組みに対する支援を実施した。また、福島県の観光における早期復興を最大限に促進するため、同県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光関連事業に対して補助を行った。加えて、訪問者の満足度向上や風評被害の払拭に貢献すべく、福島復興再生特別措置法により、福島県が独自に通訳案内士の資格を付与することができる特例を設け、24年3月に施行された。27年3月末現在、85名が登録されている。

観光庁の宿泊旅行統計調査によると、東北6県<sup>注1</sup>の26年年間値<sup>注2</sup>では、延べ宿泊者数が約3,900

注1 東北6県：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島。

注2 暫定値

万人泊となり、震災前の22年と比べて1.5%増であった。ただし、観光客中心の施設<sup>注</sup>の延べ宿泊者数で見ると、22年と比べ19.0%減となり、震災の傷跡が大きく国内の好況がまだ十分に浸透していない。

## 第5節

### 復興事業の円滑な施工の確保

被災地の復旧・復興事業についても、道路、鉄道等基幹インフラの復旧は着実に進んでおり、住宅再建・まちづくりについては、おおむね「住まいの復興工程表」どおりに進んでいる。

施工条件が厳しい工事等を中心に、一部で入札不調・不落が発生しているが、再発注時に市場の実勢を反映した予定価格の見直しや適切な規模での発注等の工夫をすることにより、ほぼ契約に至っている状況である。

国土交通省では、復旧・復興事業の円滑な施工確保を図るため、「復興加速化会議」（平成25年3月以降5回開催）や「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」（23年12月以降8回開催）において、関係機関や関係業界と連携しながら必要な対策を講じてきた。この中では、実勢価格に応じた予定価格の設定のため、被災三県の公共工事設計労務単価を25年4月に約21%、26年2月に約8%、27年2月に約6%引き上げ、被災地の施工実態を踏まえた復興歩掛や間接工事費に係る復興係数の導入を行ったほか、国や県による生コンクリート公共プラントを設置した。

さらに、復興の進捗に伴い本格化する災害公営住宅整備や学校、庁舎、病院等の公共建築工事についても、実勢価格や現場の実態を的確に予定価格に反映させるため、災害公営住宅の標準建設費の引き上げや、「営繕積算方式」等の普及・促進を図り、公共建築相談窓口における個別相談の丁寧な対応などにより、円滑な施工確保対策の取組みを進めている。

## コラム

### 公共建築相談窓口

## Column

官庁営繕部、地方整備局営繕部等及び営繕事務所では、公共工事の入札不調・不落対策や、建築物の保全業務、各種基準に関する質問をはじめとして、官庁営繕に関する意見・質問等を広く受け付けるための相談窓口を開設し、官庁営繕行政におけるコンサルタント機能の一部として、自らが国の施設を整備しつつ培ったノウハウを生かし、各種情報提供を行っています。

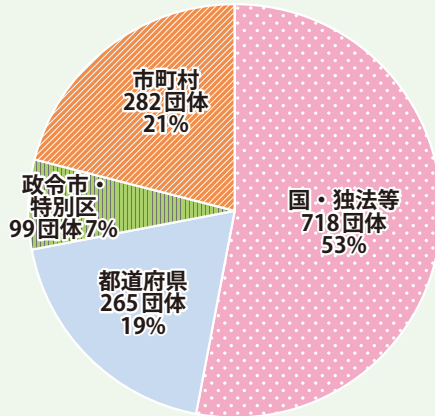
平成26年度は、円滑な施工確保対策やインフラ長寿命化対策の一環として、適切な予定価格の設定等の積算関係、保全関係の相談に積極的に対応し、設計関係、工事監理関係、入札契約手続き等に関する質問もよせられています。

ご相談は地方公共団体の方からの相談件数が半数程度を占め、病院や庁舎、学校等の入札不調・不落工事が落札に至るなど、具体的な効果が上がっています。

窓口へのご相談は、国土交通省のウェブサイト「公共建築相談窓口」をご覧ください、各地方整備局営繕部等にご連絡いただくか、電子メールアドレス「eizen@mlit.go.jp」をご利用ください。

<sup>注</sup> 観光客中心の施設とは、宿泊者数のうち観光目的の宿泊者が全体の50%以上と回答した施設。

相談団体の内訳（平成26年4月～平成27年3月）



資料) 国土交通省

相談内容の内訳（平成26年4月～平成27年3月）

相談内容	延べ件数
積算、設計及び入札手続き	1,270
保全	491
工事監理	201
その他	297
合計	2,259

資料) 国土交通省

## 第6節

## 福島復興・再生等

東京電力（株）の福島第一原子力発電所の事故発生を受け、避難指示区域からの避難者数は、約7万9千人<sup>注1</sup>、いわゆる自主避難者も含め福島県全体の避難者数は、約12万人<sup>注2</sup>に及んでいる（復興庁調べ）。政府としては、田村市への避難指示が平成26年4月1日に、川内村の一部への避難指示が同年10月1日に解除されたことを踏まえ、インフラや生活関連サービスの復旧、住民の方々や地方公共団体が将来に向けて新たな一歩を踏み出すことができるよう、早期帰還支援策や新生活支援を拡充・強化していく必要がある。国土交通省としては、25年3月に策定された「早期帰還・定住プラン」、同年12月に閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」や26年6月に改定した「福島復興再生特措法」に基づく「避難解除等区域復興再生計画」等を踏まえ、工程表に基づくインフラ復旧や避難者向け的高速道路無料措置、風評被害の払しょく等への取組みを通じて、避難されている方々の一日も早い帰還を実現していく。

## 第7節

## 東日本大震災を教訓とした津波防災地域づくり

東日本大震災の教訓を踏まえ、「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行された。同法は、最大クラスの津波が発生した場合でも「人の命が第一」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するものである。

国土交通省では、津波災害に強い地域づくりのため、地方公共団体に対する支援として、同法の施行に関する技術的助言を通知するとともに、津波浸水想定の設定に関する手引きの公表、津波浸水想定に係る相談窓口の開設、都道府県との意見交換の実施等を行っている。また、科学的知見の蓄積が十分でない日本海における最大クラスの津波断層モデルを設定するため、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」を開催し、26年9月に報告書を取りまとめた。

注1 平成27年1月13日現在。

注2 平成26年10月1日現在。

これまでに22府県において、最大クラスの津波を想定した津波浸水想定が公表されている（27年3月末時点）。また、26年3月以降、徳島県及び山口県（瀬戸内海沿岸）において津波災害警戒区域が指定され、静岡県焼津市、浜松市、和歌山県串本町、宮崎県宮崎市の4市町において津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）が作成されている。

被災地においては、24地区で、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定される（27年3月末時点）など、「津波防災地域づくりに関する法律」を活用した復興の取組みも進められているところである。

今後とも、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、海岸堤防等のハード整備や避難訓練等のソフト施策を組み合わせることにより、国民の命を守るための津波防災地域づくりを積極的に推進していく。